

「令和8年度 城東区×SDGs」
企画運営業務委託
【公募型プロポーザル要項】

令和8年7月
大阪市城東区

目 次

	ページ
1 趣旨	2
2 公募案件	2
3 応募資格要件	2
4 スケジュール	3
5 募集要項及び仕様書に関する質問の受付について	3
6 公募型プロポーザル参加申請書等の交付	4
7 公募型プロポーザル参加申請	4
8 企画提案書等の提出	5
9 企画提案会	6
10 委託先の選定	6
11 失格事項	7
12 その他	7
契約締結までの流れ	8

1 趣旨

城東区ではこれまで、城東区将来ビジョンに掲げる「住んでよかったと思えるまち」の実現に向けて、城東区運営方針に掲げるさまざまな課題の解決をめざして4つのサミット（防災サミット、人権サミット、いじめ・不登校サミット、SDGsサミット）を開催してきた。また、令和3年2月に「城東区SDGs行動指針」を策定するなど、先進的にSDGsの取組みを進めてきている。

「誰一人取り残さない持続可能な世界の実現」の理念のもと、SDGsの目標達成年としての2030年と、さらに2030年以降に続く「SDGs+beyond」も見据えて、SDGs啓発推進のための市民参加型イベントを実施することにより、区民に対する更なる意識づけ及び行動の定着を図る。

2 公募案件

(1) 業務名称

「令和8年度 城東区×SDGs」企画運営業務委託

(2) 業務内容

「令和8年度 城東区×SDGs」企画運営業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日～令和9年3月23日

(4) 契約書

契約書案【書類番号3】のとおり

(5) 決定方法

公募型プロポーザル方式により決定します。

ただし、契約上限額 5,842,000円（消費税込み）とする。

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たし、かつ公募型プロポーザル参加資格審査においてその資格を認められた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 過去2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

- (5) 公募型プロポーザル参加申請時において大阪市競争入札参加停止措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 2つ以上の法人等が共同体を結成して申請するときは、上記(1)から(6)の要件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たすこと。
 - ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表構成員を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表構成員は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申込書類提出後、代表構成員及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は、認めない。
 - ウ 代表構成員とならない事業者にあつては、代表構成員に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 企画提案書提出時に共同体の協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

4 スケジュール

・ 公募開始	令和8年7月 1日(水)
・ 質問受付締切	令和8年7月13日(月)
・ 質問に対する回答	令和8年7月21日(火)
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和8年7月29日(水)
・ 参加資格決定通知	令和8年8月 5日(水)
・ 企画提案書の提出期限	令和8年8月17日(月)
・ 企画提案会	令和8年8月24日(月)
・ 選定結果通知	企画提案会実施後2日以内
・ 契約締結	令和8年9月中旬(予定)

5 募集要項及び仕様書に関する質問の受付について

(1) 質問受付期間

令和8年7月1日(水)～7月13日(月)午後5時30分必着

(持参の場合 午前9時00分～12時00分、午後1時00分～5時30分(土・日・祝日は除く))

(2) 提出方法

様式Aにより、持参・ファックス・送付またはメールにて提出。

※ファックスやメールで提出する場合は、件名を「令和8年度 城東区×SDGs」開催にかかる企画運営業務委託質問」とすること。

(3) 回答

令和8年7月21日(火)に城東区ホームページにて回答します。

ただし、質問がない場合は掲載しません。

(4) 質問受付先 大阪市城東区役所 総務課(総合企画)

電話：06-6930-9928

ファックス：050-3535-8684

アドレス：tq0010@city.osaka.lg.jp

6 公募型プロポーザル参加申請書等の交付

(1) 交付期間

令和8年7月1日(水)～8月17日(月)午後5時30分

(持参の場合 午前9時00分～12時00分、午後1時00分～5時30分

(土・日・祝日は除く))

(2) 交付方法

区ホームページよりダウンロードまたは来庁にて手交

(3) 交付書類

- ・ 本要項【書類番号1】
- ・ 仕様書【書類番号2】
- ・ 契約書【書類番号3】
- ・ 企画運営業務委託公募型プロポーザル質問票【様式A】
- ・ 公募型プロポーザル参加申請書【様式B】
- ・ 使用印鑑届【様式C】
- ・ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書【様式D】
- ・ 企画提案書等【様式1～7】

7 公募型プロポーザル参加申請

(1) 受付期間

令和8年7月1日(水)～7月29日(水)午後5時30分必着

(持参の場合 午前9時00分～12時00分、午後1時00分～5時30分

(土・日・祝日は除く))

(2) 提出方法

持参または送付にて

(3) 提出書類

①公募型プロポーザル参加申請書(様式B)

②業務実績書(法人の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由)

- ③法人の登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し可）
- ④貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、又は確定申告書（直近）
- ⑤印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し不可）
- ⑥使用印鑑届（様式C）
- ⑦公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式D）
- ⑧過去2か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し可）（税務署の様式その3又はその3の3様式[法人]）

※非課税の場合は、その旨記載した理由書を添付すること。（様式は任意）

- ⑨最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し可）

※非課税の場合は、その旨記載した理由書を添付すること。（様式は任意）

- ⑩委任状（共同体での申請の場合のみ）（様式は任意）
- ⑪協定書（共同体での申請の場合のみ）（様式は任意）

※共同体で参加の場合は、②～⑨は各構成員分提出すること。

※令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録の者は、③～⑥及び⑧・⑨は省略可能。

（4）参加資格決定通知

令和8年8月5日（水）にメールにより通知する。

8 企画提案書等の提出

（1）受付期間

令和8年7月1日（水）～8月17日（月）午後5時30分必着

（持参の場合 午前9時00分～12時00分、午後1時00分～5時30分

（土・日・祝日は除く））

（2）提出方法

持参または送付にて

（3）提出資料

- ・ 企画提案書（様式1）
- ・ 本業務に対する考え方及び実施方針（様式2）
- ・ 本業務にかかる実施体制（様式3）
- ・ 事業の企画内容（様式4）
- ・ チラシデザイン案（過去類似業務のチラシでも可）（様式5）
- ・ 過去5年間の類似業務実績（様式6）
- ・ 経費内訳書（様式7）

（4）提出部数

8部（正本1部、副本7部）

正本：事業者名を記入したもの。

副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は事業者名表示があれば黒塗りしたもの。提案事業者が特定できる記載は行わないこと。

(5) その他

- ・ 提出書類は、電話、ファックス、メールによる受付は行いません。
- ・ 提案は、1社につき1案限りとします。
- ・ 企画提案書作成に要する費用は応募者の負担とします。
- ・ 提出期限後の差し替え等は不可とします。
- ・ 提出された書類は、返却しません。

9 企画提案会

(1) 開催日時 令和8年8月24日(月)(予定)

※詳細は別途お知らせします。

(2) 開催場所 大阪市城東区役所内 会議室(城東区中央3-5-45)

(3) 時間等 各社ごとに行い、1社20分程度

(企画提案書により提案10分以内を厳守、質疑10分程度)

10 委託先の選定

(1) 選定方法 選定会議において総合的に公平かつ客観的に審査し決定します。

(2) 選定結果 選定結果は、決定後速やかに全ての参加者へ通知し、城東区ホームページに掲載します。

(3) 選定基準

以下の基準に基づき配点し、選定します。

審査項目	審査内容	配点
ア 企画力 (50点)	① 事業の目的を理解した企画の立案ができているか。	20点
	② 責任者の役割が明確で、運営・誘導等の適切な人員配置計画があり、すべての方が安心して参加できるよう配慮されているか。	15点
	③ 広く有効な広報ができるか。	15点
イ 効果性 (15点)	達成目標を定性・定量的に示すなど具体的で、事業の目的に見合う効果が期待されるか。	15点
ウ 実現性 (20点)	① 提案内容を確実に遂行できるスケジュール・体制となっているか。	10点
	② 所要経費の積算金額が明確であり、最大の効果を発するよう合理的かつ適切なものとなっているか。 (妥当性の確認であり価格点でないことに注意)	10点

エ 専門性 (15点)	① 事業の企画内容に事業者独自の強みや専門性が活かされているか。	10点
	② 類似事業について実績や経験を備えているか	5点

※・総評価点で最も高い点数を得た提案事業者を選定する。

- ・審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画力」項目の得点が高い方とする。
- ・なお、全委員の平均評価点が60点に満たない場合は、該当事業者なしとする。
- ・また、応募者が1者の場合も上記と同様の方法により審査を実施する。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当する場合、応募者は失格とする。

- (1) 応募者が審査会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
 - ウ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
 - エ 提案金額が契約上限金額を上回っている場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

1.2 その他

- (1) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (2) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (3) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

【提出先・問い合わせ先】大阪市城東区役所総務課（総合企画）
 〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号
 （城東区役所 3階32番窓口）
 電話 (06)6930-9928
 メールアドレス tq0010@city.osaka.lg.jp

契約締結までの流れ

